議第88号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を次のように定める。

平成20年9月4日提出

京都市長 門 川 大 作

損	害 賠 償 額	657,300円
	種別	無効な工作物の除却命令による損害
	当該除却命令を行った日	平成16年10月15日
損害の概	当該除却命令が無効であることが確定した日	平成19年10月30日
要	被害者	
	損害の程度	フェンス及びコンクリートブロックの自主撤去費並びにこれら の原状復旧費

提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。